

所得税の確定申告は 正しくお早めに

栃木税務署からの
お知らせです

平成19年分所得税の確定申告期間は、2月18日(月)から3月17日(月)までです。(還付申告の方は、2月15日(金)以前でも申告書を提出することができます)

税務署の閉庁日(土・日・祝日等)は相談及び受付は行っておりませんが、申告書の提出は、郵便若しくは信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

また、平成19年分の所得税の確定申告及び納税期限は3月17日(月)までです。

確定申告等の提出書類は、ご自分で正しく作成していただくこととしておりますのでご理解とご協力をお願いします。

所得税還付申告書作成説明会のご案内

栃木税務署では、医療費控除・年金受給者を対象にした所得税の還付申告書の作成説明会を、小山市中央公民館(第1研修室及び視聴覚室)で、それぞれ開催します。会場では、申告書の作成方法の説明を聞きながらその場で申告書を作成・提出することができるため、税務署へ出向く手間が省け、大変便利です。必要なものをご持参のうえ、説明会開始時間までにご来場ください。なお、開始時間までにご来場いただけない場合は、説明が受けられませんので、あらかじめご承知おきください。

説明会日程

説明会	日 程	説明会開始時間	会 場
医療費控除 (給与所得者対象)	1月29日(火)	午前9時30分(受付9時~)	小山市中央公民館 (第1研修室及び視聴覚室)
	2月 6日(水)	午後1時30分(受付1時~)	
年金受給者	1月30日(水)	同 上	同 上
	2月 5日(火)		

説明会の座席数は150人程度、説明時間は約2時間程度です。

お持ちいただくもの(当日必ず準備してください)

給与所得者(1か所)で医療費控除の申告をされる方

平成19年分の「給与所得の源泉徴収票」(コピーは不可)

中途退職または年末調整において、給与から所得税が源泉徴収されている方が対象になります。(給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄をご確認ください)

平成19年中に支払った「医療費の領収書」、補てん金がある場合は「補てん金額のわかるもの」

医療費控除の対象となる医療費の領収書の金額を集計のうえ、持参してください。

印鑑・ボールペン及び計算器具(電卓等)

還付金を受け取る申告者名義の預貯金で口座番号等のわかるもの(申告者名義の通帳等)

年金所得の申告をされる方

平成19年分の「公的年金等の源泉徴収票」(コピーは不可)

社会保険料の支払金額がわかる書類

生命保険料の支払(控除)証明書

地震保険料等(地震保険料及び旧長期損害保険料)の支払(控除)証明書

印鑑・ボールペン及び計算器具(電卓等)

税金が還付となる場合に、還付金を受け取る申告者名義の預貯金で口座番号等のわかるもの(申告者名義の通帳等)

医療費控除をあわせて受ける方は、平成19年中に支払った「医療費の領収書」、補てん金がある場合は「補てん金額のわかるもの」

医療費控除の対象となる医療費の領収書の金額を集計のうえ、持参してください。

税理士による還付申告無料相談会のご案内

2月6日(水)に、税理士事務所において少額な還付申告相談及び申告書の作成を無料で行います。最寄りの税理士事務所へ事前にお電話のうえ、お出かけください。なお、ご相談の内容によっては低額な料金がかかることもありますので、連絡された際に担当税理士にご確認ください。

事前連絡の受付時間 午前9時30分~午後4時

問い合わせ先 税理士会事務局 ☎0282-24-4861

栃木税務署の所得税の申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です

平成19年分の所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告の相談及び受付を、次のとおり「栃木商工会議所大ホール」で実施します。期間中は大変混み合いますので、自宅や事務所などにインターネットを接続されている方は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(<http://www.nta.go.jp>)から申告書等を作成し郵送等で提出することができますので、ぜひご利用ください。同コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、所得税の確定申告書、消費税の確定申告書、青色申告決算書・収支内訳書、贈与税の確定申告書などが作成できます。

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
会場	「栃木商工会議所大ホール」(栃木市片柳町2-1-46)	
開設期間	2月12日(火)～3月17日(月)	2月12日(火)～3月13日(木)
受付時間	午前9時～午後4時	午前9時～午後3時

土・日・祝日は開設していません。

開設期間中は栃木税務署庁舎では申告相談を行っていません。(開設期間以外は税務署が会場となります)

現金納付の窓口業務は行っていません。

会場の駐車場は混雑が予想されますので、お車での来場はご遠慮ください。

税務職員を装った不審電話等にご注意ください

税務職員を装った振込詐欺と思われる事件が発生しています

最近、国・県・市町村の税務職員を装い、「還付金の振込みがあります」等の名目で、金融機関やコンビニエンスストアのATM(現金自動預払機)から、現金を振り込ませる事件が多発しています。税務署では、ご本人にATM等を操作していただくことは一切ございませんので、不審な電話等にはご注意ください。

簡単、便利な国税電子申告・納税システム『e-Tax』をご利用ください

e-Taxは、自宅や事務所などからインターネットを利用して申告や納税・申請・届出などができる便利なシステムです。

e-Taxはこんなことが便利

HPからカンタン申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

最高5,000円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました。(平成19年分又は20年分のいずれか1回)

添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました。(確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります)

還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

e-Taxをご利用いただくには、インターネット環境、ICカードリーダーライター、電子証明書等の取得や利用開始のための手続きなどが必要になります。

ICカードリーダーライターは、家電量販店やインターネット販売等で購入できます。

電子証明書(公的個人認証サービス)は、住民が安心してインターネットを通じ国や地方の行政機関が行う電子申請・届出等行政サービスを受けるために利用するもので、住民票のある市区町村の窓口で住民基本台帳カード(住基カード)を入手し、申請書等を提出して取得できます。(発行手数料として、住基カード500円、電子証明書500円が必要です)

住基カード、電子証明書に関するお問い合わせは、下野市役所市民課戸籍住民グループ ☎40-5556まで

詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

下野市においても、所得税及び市県民税の申告相談を行います

期 間 2月18日(月)~3月17日(月)(ただし、土・日は除く)

会 場 昨年と同様に、次の3会場で行います。

南河内地区会場(南河内庁舎北側別館会議室)

石橋地区会場(石橋庁舎3階会議室)

国分寺地区会場(国分寺公民館IT研修室)

詳しい日程、地区割り等については、来月号でお知らせします。申告を忘れてしまうと、各種証明書等の発行ができなかったり、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなるなどの支障をきたすことがあります。必ず期限内に申告してください。なお、青色申告をされる方、営業等の業種で所得税の申告をされる方、株式譲渡所得や一般譲渡所得がある方及び贈与等の申告をされる方は、栃木税務署(栃木商工会議所大ホール)で申告してください。

問い合わせ先

税務課 市民税グループ ☎40-5554

都市計画税の税率が、平成20年度から0.25%に統一されます!

都市計画税は、都市計画事業(道路、公園、下水道等の整備及び土地区画整理事業)にあてられる目的税です。平成18年の合併後も、旧町ごとに異なった税率を適用し課税を行ってききましたが、来年度より税率を0.25%とすることになりました。

この税率は、現在施行中の都市計画事業の進捗状況や今まで行ってきた事業に対する借入金の返済を助成し決められたものですので、ご理解くださるようお願いいたします。

税率について

(改正前)		(改正後)
旧南河内地区	0.3%	0.25%
旧国分寺地区	0.25%	
旧石橋地区	0.2%	



納税の方法

市街化区域内の土地又は家屋の所有者に対して課税され、固定資産税と合わせて納めていただくようになっています。(納税者の方には固定資産税と都市計画税を合算した納税通知書をお送りしています)

問い合わせ先

税務課 資産税グループ ☎40-5554

納税は、安全・便利な口座振替で

市税等の口座振替納付は、手数料が不要で、納税に出向く必要や納め忘れの心配がありません。安全・便利・確実な、口座振替をぜひご利用ください。

口座振替ができる税金等	個人市県民税(普通徴収)	固定資産税・都市計画税
	軽自動車税	国民健康保険税 介護保険料(普通徴収)
取扱い金融機関	足利銀行	栃木銀行
	宇都宮農業協同組合	小山農業協同組合
	三井住友銀行のみ介護保険料の口座振替はお取り扱いしておりません。	三井住友銀行()

上記の取扱い金融機関の窓口で、預・貯金通帳とその通帳の届出印を持参のうえ、「下野市税等口座振替依頼書」(市内の金融機関は窓口備付)に必要事項を記入、押印してお申し込みください。

市外の金融機関窓口でお申し込みされる場合は「下野市税等口座振替依頼書」を持参する必要がありますので、税務課へご連絡いただければ、用紙を送付します。

【ご注意】

- ・納期限の過ぎた市税等は口座振替の取扱いができません。
- ・申し込みをされた市税等の税目については、翌年度以降も口座振替となります。

問い合わせ先

税務課 収納グループ ☎40-5554